

企業の障害者理解を促進

職業安定局

職業安定局は、精神障害や発達障害のある人などへの就労支援を強化するため、233億円を計上した。

2018年度から法定雇用率の算定に精神障害者も追加されることを受け、「精神・発達障害者しごとサポーター（仮称）」を養成する。企業で働く従業員を対象に、2時間程度の研修を受けて障害に関する知識などを学んでもらう。「障害への理解を社内で意思表示することで、精神障害や発達障害のある人が安心して働ける職場づくりを目指す」（障害者雇用対策課）という。

また、精神科医療機関とハローワークの連携も強化する。患者の同意を得た上で症状などの情報を共有し、就職へつなげていきたい考えだ。

さらに、ICTを活用して在宅雇用を促進する。農業分野での職域拡大も目指す。

このほか、人材が不足している分野への人材確保対策を進めるため、253億円を計上した。

介護や保育分野の人材確保のため、全国の主要なハローワークに設置された「福祉人材コーナー」を拡充。関係機関との連携を強化し、就職支援の取り組みを強化する。

特に保育分野では、シルバー人材センターを活用し、高齢者に保育所などで働いてもらう。

また、雇用管理改善につながる制度を導入して、職場定着に取り組む事業主に対して支払う職場定着支援助成金については、保育や介護分野での情報提供を強化する。

職業安定局予算のポイント

障害者、難病・がん患者等の活躍促進	精神・発達障害者しごとサポーター（仮称）の養成や、精神科医療機関とハローワークの連携強化など	233億円
人材確保対策の推進や労働生産性の向上等による労働環境の整備	ハローワークの「福祉人材コーナー」の拡充や、シルバー人材センターの活用による保育分野での高齢者就業の促進など	326億円
外国人材の活用・国際協力	経済連携協定（EPA）などにに基づき、インドネシア、フィリピン、ベトナムから入国する外国人介護福祉士候補者の受け入れなど	22億円

（週刊福祉新聞 平成28年9月19日 第2779号より転載）

ケアハウス・OSAKA 歓の里
よろこびのさと

安心・ゆとり・生きがいのある暮らしのご提案

ご入居者募集中

空室4室
平成28年11月現在

- 60歳以上から入居できます。
- 京北高速「光明池駅」より徒歩10分。

▶介護が必要になっても、安心して生活して頂けます。

〒594-0031 和泉市伏屋町5-10-11
TEL.0725-57-0791
お申込みお問合わせ

※パンフレットご希望の方は送付致します。

ぜひ一度、見学にお越し下さい！

社会福祉法人 大阪障害者自立支援協会

歓の里
デイサービスセンター

（昼間・夜間）
1日体験無料！

〒594-0031 和泉市伏屋町5-10-11
TEL.0725-57-0711
FAX.0725-57-0721

ご注文承ります！

名刺・ハガキ・チラシ・機関紙
自治会報・冊子物・封筒等の作成印刷
会議・講演等のテープおこし
タオル製品の箱詰め・印刷物の発送
陶器制作・販売

（社福）大阪障害者自立支援協会 障がい者支援施設
大阪ワークセンター

TEL 0725-57-0883
FAX 0725-57-0884
e-mail wcenter@triton.ocn.ne.jp
http://www.osakaworkcenter.jp/
〒594-0031 和泉市伏屋町5-10-11
（光明池運転免許試験場裏）

福祉広報

発行所
社会福祉法人 大阪障害者自立支援協会
理事長 草川大造
〒594-0031 大阪府和泉市伏屋町5丁目10-11
電話 (0725) 51-7913番(代)
FAX (0725) 51-7914番
メールアドレス horbu@daisyokyo.or.jp
ホームページ http://www.daisyokyo.or.jp/

依存症対策は5倍増

障害保健福祉部

障害福祉サービス関係費（自立支援給付費+障害児措置費・給付費+地域生活支援事業費）は前年度比8・1%増の1兆2492億円で、省内部局のうち群を抜く伸び幅だ。

その多くはサービス利用量の増加に伴うものだが、未成熟な分野ではノウハウを蓄積して全国展開しようとモデル事業に取り組む。

例えば、通勤に制約がある在宅障害者にICTを活用したモデル事業を5都道府県で行う。1億3000万円を計上した。仕事を発注する企業に国と都道府県が補助する。企業は就労意欲のある在宅障害者がどこにいるか把握し、適切な仕事とのマッチングも行う。

人工呼吸器や胃ろうを使い、たんの吸引や経管栄養など医療的ケアが必要な「医療的ケア児」の在宅生活を支えるため、放課後デイサービスなどでの受け入れを促す。看護職員などの配置を後押しするモデル事業を5市町村で行うため、2400万円を計上した。

発達障害児者については就学や就職といったライフステージごとに切れ目のない支援ができるよう教育や労働分野との連携の進んだ市町村を募り、モデル事業としてそのノウハウを集約する。背景にあるのは今年5月の発達障害者支援法改正だ。学校が発達障害児の個別計画を作り福祉機関と情報共有することとなったため、厚労省は市町村単位での連携づくりを急ぐ。

依存症対策は前年度比5倍増の5億3000万円を計上。保健所の相談員や市町村の福祉関係職員、障害福祉サービス事業所の職員などを対象とした研修を都道府県・政令指定都市単位で開く。

アルコール健康障害対策基本法に基づく政府の基本計画が5月に閣議決定され、アルコール健康障害の予防、相談、治療、回復支援といった支援体制を都道府県単位で整える。

障害保健福祉部予算のポイント

障害福祉サービス関係費	地域生活支援事業の一部新規事項	1兆2492億円
依存症対策	人材養成、相談拠点の充実など地域づくり	5.3億円
発達障害児・者	切れ目ない支援を開発するモデル事業など	1.4億円
工賃向上の取り組み	在宅障害者にICTを活用したモデル事業など	1.3億円
医療的ケア児への支援	放課後デイサービスなどへの看護師配置を後押し	2400万円

（週刊福祉新聞 平成28年9月19日 第2779号より転載）

この「福祉広報」は、共同募金配分金を受けて作成したものです。



障がい者の自立と社会参加。そして障がいと障がいのある人への正しい理解を目的に「共に生きる障がい者展」を開催します。
障がいのある人もない人も共に楽しく学べるイベントが盛りだくさん！

12日

トークショー
関本賢太郎さん
(元阪神タイガース「代打の神様」)
「必死のパッチの
野球人生」



パラスポーツ選手との対談も！
出演：和田伸也さん
(陸上・大阪府視覚障害者福祉協会勤務)
上山友裕さん
(アーチェリー・三菱電機勤務)



13:45~14:45 多目的ホール
(産経新聞厚生文化事業団協力事業)

トラッキーも
応援にかけつけるよ！

ともに、楽しむ・学ぶ・分かち合う2日間！

13日

大阪府障がい者 芸術・文化
コンテスト
特別審査員
花＊花



13:30~16:45 多目的ホール

ミニコンサートも
開催！

IT機器展2016・
ユニバーサルデザイン生活展

～最新の支援機器を展示・体験～
10:00~17:00 大研修室

障がい者スポーツ体験 (NPO法人パラキャン)
10:30~12:00 大研修室

第39回 障がい者作品展 障がい者による作品の展示・販売

12日のみ同時開催 **第15回 ちよっくらわくわくまつり** 地域の障がい者作業所が
中心となったバザーや縁日など

●主催/大阪府・大阪府教育委員会・社会福祉法人大阪障害者自立支援協会 ●後援/堺市 ●特別協力/社会福祉法人産経新聞厚生文化事業団
●特別協賛/センコー株式会社 ●協賛/南海電気鉄道株式会社・泉北高速鉄道株式会社 ●協力/医療法人杏和会 阪南病院

会場 **国際障害者交流センター(ビッグ・アイ)**

大阪府堺市南区茶山台1-8-1 TEL072-290-0962 FAX072-290-0972

詳しくは「ビッグ・アイ」検索 <http://big-i.jp/>



◎ご来場の際は電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。/ 泉北高速鉄道「泉ヶ丘」駅下車 約200m

11月は「大阪府子ども・若者育成支援強調月間」です

内閣府より『平成28年度「子供・若者育成支援強調月間」
実施要綱 ～支えよう 輝くひとの 夢みらい～』が策定さ
れました。

これを受け大阪府では、平成28年11月を平成28年度「大
阪府子ども・若者育成支援強調月間」と定め、各市町村、関
係団体等の参加を得て、青少年健全育成に向けた取り組み
を推進することとしています。



大阪府・青少年育成大阪府民会議

平成28年度「子供・若者育成支援強調月間」実施要綱 ～支えよう 輝くひとの 夢みらい～

平成28年10月17日
内閣府特命担当大臣決定

趣旨

子供・若者は、親等の家族にとっても、社会にとっても、大きな可能性を秘めたかけがえのない存在
であり、全ての子供・若者が、自尊感情や自己肯定感を育み、自己を確立し、社会との関わりを自覚し、
自立した個人として健やかに成長するとともに、明るい未来を切り拓いていくことが期待されている。

政府において、本年2月に「子供・若者育成支援推進大綱」を策定し、その中で、子供・若者の育成支援を、
家庭を中心として、行政、学校、企業、地域等、社会全体で取り組むべき課題と位置付け、全ての子供・
若者が健やかに成長し、全ての若者が自立・活躍できる社会の実現を目指すこととしている。

しかしながら、子供・若者に関しては、依然、支援を必要とするニート、ひきこもり、不登校などの
社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者の問題や、少年非行、いじめの問題、児童虐待、児
童ポルノなど子供が被害者となる事件など社会全体で取り組まなければならない問題がある。これらの
多様で複合的な問題の解決には、行政、青少年の育成支援に関わる諸団体等が専門の垣根を越えて連携
協力するとともに、地域住民一人一人の取組・参加を促すことにより、子供・若者を孤立させず、地域
全体で支えていく社会を築くことが重要である。

このため、本年11月を「子供・若者育成支援強調月間」(以下「月間」という。)と定め、期間中に子供・
若者育成支援のための諸事業、諸活動を集中的に実施することにより、国民の子供・若者育成支援に対
する理解を深めるとともに、各種活動への積極的な参加を促し、国民運動の一層の充実と定着を図るこ
ととする。